

# 広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称） に関する基本方針（案） （文化芸術と生涯学習のビジョン）

2021年（令和3年）3月  
広陵町



## 1. はじめに

### (1) ビジョンの意義

「広陵町の文化芸術推進基本計画(仮称)に関する基本方針(案)(文化芸術と生涯学習のビジョン)」(以下「ビジョン」という。)の策定は、令和2年(2020年)2月22日にスタートした「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)の役割として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例(令和元年12月広陵町条例第20号)第2条に規定されています。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

検討委員会はこれらについて審議し、ビジョンは今後作成される『広陵町の文化芸術推進基本計画(仮称)』(公民館のあり方及び建替等に関することを含む。)(以下「広陵町の文化芸術推進基本計画」という。)の骨格として取りまとめたものです。

広陵町では、現在中央公民館のあり方や建替が課題としてあがっている一方、文化芸術政策及び生涯学習の推進についての基本的な方向が定まっておらず、長期的な施策が立てにくい状況にあります。一方、検討委員会での審議と時期を同じくして策定が進められている広陵町自治基本条例には「文化及び生涯学習のまちづくり」が盛り込まれており、政策の基底に文化芸術、生涯学習が据えられようとしています。

このような背景をふまえて、町民の文化芸術を希求する権利を実現するとともに、よりよい公民館像を明らかにするための方向性(ビジョン)を策定したものです。

現在策定中の、広陵町自治基本条例(案)では、文化芸術、生涯学習の重要性に鑑み、次のように定めています。

(文化のまちづくり)

第19条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。

(生涯学習のまちづくり)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

### (2) 背景

#### ア 人口

○広陵町の総人口は、令和2年(2020年)では35,064人で、40年後の令和42年(2060年)では30,860人となり、現在人口の約88.0%になると推計されています(2015年度策定 広陵町人口ビジョンによる)。これは、同じ期間の全国の人口予測の約74.1%と比べても相当安定した人口変動といえます。

- 一方、広陵町の高齢化率は令和2年(2020年)の25.5%に対して2060年令和42年(2060年)では29.6%となり、高齢化が進みますが、年少人口の割合もさほど低くはなく(同期間で16.0%→15.5%)、人口的には比較的安定した町といえます。

## イ 公共施設

- 広陵町の現在の公共施設数は96施設(文化芸術活動・社会教育系施設は41施設)、延べ床面積は118,064㎡(同15,030㎡)あります。
- 広陵町の人口増加に合わせ昭和40年代半ばから順次整備が進められてきましたが、昭和40年代から昭和50年代(1965年～1984年)にかけて数多く整備された施設の老朽化、人口減少や社会ニーズの変化により、当初の施設用途に対して現状がマッチングしないなどの課題が出てきています。
- これに対し、計画的な長寿命化、安全・効率的な維持管理、社会情勢や住民ニーズを踏まえた公共施設再配置(再編)の推進、管理運営の効率化によるコスト削減と民間活力の導入による施設運営の最適化が検討され、今後、複合化、集約化、民間活力の導入、利用者負担の見直し等が視野に入ってきています。

## ウ 制度

- 文化芸術に関する仕組みとして、国は表現の自由と表現者の自主性を尊重しつつ、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの(文化芸術基本法前文)」であるという認識のもと、平成29年(2017年)に「文化芸術振興基本法(平成13年12月7日法律第148号)」を「文化芸術基本法」として改正しました。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」(2012年)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」(2018年)を制定し、属性に関わりなく全ての人が文化芸術を生きる権利があることを謳っています。
- 国際規約においても、世界人権宣言(昭和23年(1948年))では「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。」(第27条)とされ、また、国際人権規約(昭和41年(1966年))では、すべての者が「文化的な生活に参加する権利」(第15条)を認めるとしています。
- さらに、成人学習に関するハンブルグ宣言(平成9年(1997年))においては、生涯学習の目的を「目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。」としており、今求められている視点です。

## 2. 広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに、近年は西部丘陵地帯に住宅が開発されています。中央公民館を中心とした文化芸術活動も活発に展開されてきました。

## 1) 文化芸術関連施設

- 昭和48年(1973年)に設置された中央公民館(かぐや姫ホール)は、広陵町文化協会や公民館育成クラブに所属するサークルが活動を活発に行っている他、多くの町民の生涯学習活動及び文化芸術活動の拠点となっています。平成13年(2001年)開館の総合保健福祉会館(さわやかホール)と平成2年(1990年)開館のグリーンパレスは隣接しており、ともに会議やイベント、文化芸術活動に使われています。
- 広陵町立図書館は平成9年(1997年)に開館し、蔵書数約23万9千冊、年間貸出数約42万冊で、多くの町民に日常的に利用されています。視聴覚室、会議室では、図書に関連した講座、展示等が行われています。
- はしお元気村は平成9年(1997年)に開館され、令和元年(2019年)10月から指定管理者による管理が行われており、多目的ホールや会議室・和室などを各種イベントや講習会への貸館業務を行っています。
- また、広陵町には21の地区公民館が、また、公民館類似施設として16の集会所があり、各地区の文化の伝承、会合やイベント等各世代間に広く利用されています。

## 2) 生涯学習活動、町民文化芸術活動、その他の活動

- 中央公民館主催事業としては、(教室):茶道教室、書道教室、手作りパン教室、童謡・唱歌教室等13教室、(講座等)着付講座、季節の飾り物づくり等7講座、(講習会):男の料理講習会等2講習会、〈子ども対象事業〉:子ども絵画教室、クリスマスコンサート、バードウォッチング、子ども将棋大会、親子マネー教室、手話教室等30事業、〈その他〉:女性学級1、実年学級1が開催されています令和元年度(2019年度)。いずれも参加費は無料です。
- 中央公民館の利用状況は、公民館主催事業・公民館育成クラブの実施のほか、公共的な利用の貸館事業を実施しており、令和元年度(2019年度)の貸館利用は新型コロナウイルス感染症の影響がありますが、利用件数は3,903件、利用者(延人数)は35,118人でした。前年度と比べても変化はほとんどありませんでした。
- 中央公民館を核とした活動としては、公民館育成クラブがあり、多方面にわたる文化芸術活動を行っています。団体数は61団体、会員数は765人(令和2年度(2020年度))です。団体には、茶道、華道、日本舞踊、俳句、民謡、コーラス、カラオケ、陶芸、点字等があり、一部は福祉施設等への訪問活動を行っています。また、広陵町文化協会は、5部門があり(絵画部、写真部、書道部、盆栽部、俳句部)、会員75人を擁しており、総合展を3年おきに主宰しています。
- 文化祭は、文化創造意識の高揚と、文化芸術活動の振興のため、文化の日を中心に開催(作品展示・公民館活動発表等)しています。出展者は402人、出品数は635点、来場者は1,975人(令和元年度(2019年度))で、これも前年度とほとんど変わりませんでした。内訳は、文化展覧会が58回、活動発表会が38回、参加体験型教室・模擬店が5回です。
- 特徴的な参加型体験教室は平成27年度(2015年度)から事業開始を開始し、中央公民館と育成クラブが主催者となって、活動内容や教室・講座などを紹介したり、楽器や道具などに直接ふれたり、体験できる機会を提供する事業です。文化祭開催期間中に、尺八、日本舞踊、華道、茶道、着付、民謡、箏、詩吟、将棋、コーラス、フラダンス、陶芸などに直接参加し体験することができ、子どもから大人まで多くの方が参加されています。参加者は、令和2年(2019年)で643人です。

- アウトリーチ活動としては、公民館育成クラブのいくつかのサークルが社会福祉施設へ出かけたり、尺八と琴のグループが小学校での出前授業を行っています。
- 広陵町では文化財ガイドによるガイド活動が行われたり、広陵町古文化会発足 50 周年記念誌『ふる里の文化財をたずねて』の販売等を行った現地深訪の指針となっています。
- 町内の文化芸術活動には、中央公民館以外で行われているものも多数あります。たとえば、その他の公共施設や民間商業施設での作品展示（図書館展示ホール、役場町民ホール、エコール・マミ等）、地域での文化芸術教室（茶道、華道、絵画、音楽等）、また和太鼓の活動（舞太鼓あすか組、広陵金明太鼓）、落語（広陵寄席、アマチュア落語広福亭）等多くの活動が行われています。図書館では、朗読ボランティア活動、お話しのお会ボランティア活動等が行われています。
- 町内の中学校では、文化系部活動が盛んで、吹奏楽部、コーラス部、美術部などが活躍しています。大和広陵高校や畿央大学でも、文化系サークルの活動が数多くあり、内容も文化芸術だけでなく、社会課題解決型のものなど、多岐にわたります。

### 3) 文化財、自然・歴史資源

- 広陵町には、国指定の重要文化財に指定された百済寺三重塔（鎌倉時代後期）や与楽寺木造十一面観音立像（奈良時代）、特別史跡の巢山古墳（古墳時代中期）、史跡に指定された乙女山古墳（古墳時代中期）、牧野古墳（古墳時代後期）、登録文化財の松本家住宅（昭和初期）13棟があります。
- 県指定文化財は、教行寺本堂、対面所・書院（江戸時代中期）、大福寺の板絵著色両界曼荼羅図（室町時代）、木造十一面観音立像（室町時代）、南郷の山王神社境内に石造浮彫伝弥勒菩薩座像（平安時代）、正楽寺には木造十一面観音立像（平安時代）、与楽寺の木造弘法大師座像（南北朝時代）があります。また、史跡として、県指定史跡の三吉石塚古墳（古墳時代中期）があります。
- 町指定文化財は、百済寺の本堂（江戸時代中期）、長泉寺の木造毘沙門天像（平安時代）、与楽寺の黒漆塗春日厨子（室町時代）、八坂神社のケヤキの巨樹、大垣内の立山祭、広瀬天神社の綱打ちがあります。
- また、未指定ですが、竹取物語の舞台と推定されている讃岐神社や櫛玉比女命神社の戸閉祭、八皇子神社の名替え、南郷環濠集落などがあります。

### 3. 広陵町の文化芸術振興の課題

文化芸術活動は、町民が主体となって行うものであり、広陵町においても町民の自主性・自発性のもとさまざまな活動が展開されてきました。これら町民の文化芸術活動の多くが公民館等の文化施設で行われており、中央公民館をはじめとする公共文化施設の果たす役割は今後とも大きいといえます。町民の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、生涯学習の理念に基づく公民館講座による学習機会の提供やネットワークづくりに取り組む必要がありますが、これまでの広陵町（行政）はこの視点がやや弱かったと言わざるを得ません。また、自然・歴史資源の保全、伝承と活用、情報共有・発信、啓発の観点から、歴史資源を常時展示し、周知活用できるような歴史資料館との複合化も検討課題であります。

今回のビジョン及び今後作成される広陵町の文化芸術推進基本計画は、こうした広陵町

の現状をふまえ、文化芸術振興の基礎を固めようとするものです。そのため、以下のとおり広陵町の生涯学習と文化芸術の課題を整理し、これからの取組みの基本的な考え方や方針づくりにつなげました。

### 1) 一般的課題

- ▶ 文化芸術基本法等をはじめとした文化芸術政策全般に関する知識・情報不足
- ▶ 町の政策・施策に関する情報・周知・広報不足
- ▶ アーティスト、コーディネーター等の専門家の参画を図る必要がある。

### 2) 行政(町)における課題

- ▶ 文化芸術のあり方に関する政策・方針の欠如
- ▶ 生涯学習、公民館等の文化施設のあり方(運営)に関する方針の欠如
- ▶ 町の文化関連施策の把握・連携が不十分(各課でバラバラに行われている。)
- ▶ 町の文化芸術施策、公民館事業に関する情報発信が弱い。
- ▶ 歴史資源、自然環境が十分活用できていない。
- ▶ まちづくりに文化芸術の視点が希薄である。
- ▶ 町民(活動団体・サークル)の、文化芸術(活動)へのニーズ把握ができていない。
- ▶ 公民館建替の方針が不明確(「概ね5年をめぐりに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建替をめざす」(令和元年(2019年)9月議会における町長答弁))

### 3) 町民における課題

- ▶ 公民館活動において、公民館の本来の意義について再認識する必要がある。
- ▶ 公民館活動の多くが、欲求充足型、個人的自己実現に向けたものとなっている。
- ▶ 文化芸術活動への参加者の固定化に伴う高齢化と新規参加者(担い手)の不足
- ▶ 活動団体間・世代間での情報交流や連携活動の少なさ(団体相互の連携不足)
- ▶ 団体の活動に関する情報等の発信力が弱い。
- ▶ 公民館活動及び育成クラブの取組みを、普段公民館等利用できにくい人(≒支え手・納税者)、利用できにくい人への還元を行う必要がある(アウトリーチ等)。
- ▶ 地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携し、地域に根ざした公民館活動の展開が求められる。

## 4. 文化芸術政策及び生涯学習の基本的考え方

### (1) 文化芸術の基本的考え方

文化芸術をめぐる公共政策には、活動の歴史や社会との関りの中から生まれ、社会的に承認されてきた理念、原則、方法、留意点等があります。これらは、文化芸術の自主性・自律性を支えるもので、このことにより文化芸術はより広く、深く、多彩になっていきます。広陵町においても、これら基本的な考え方のもと、文化芸術の振興を図る必要があります。

#### ① 人権としての文化

文化の基礎は「人権としての文化権」にあり、文化芸術を享受することは全ての人の権利です。文化芸術基本法(平成29年(2017年)改正)では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、

経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条第3項)とされています。

人権とは、人間は誰でも尊厳をもって扱われ、それぞれの属性によらず人としての権利は平等に保証されること、このための条件が不足する場合は社会が支えるということの意味をします。したがって、人々の持つ固有の文化(たとえば地域独自の文化、マイノリティの文化など)を相互に尊重し、敬意を払うべきことは言うまでもありません。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習(練習)する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等が確立されなければなりませんし、これらを実現できる環境を社会が整える必要があります。これは、社会(行政等)が文化芸術を支援し振興を図る根拠となります。

## ② アームズ・レングスの原則

アームズ・レングスの原則とは、文化や芸術に関して、政府(自治体を含む。)は「支援はするが口出しはしない」という国際的に確立された原則です。これは、政府と文化芸術団体・アーティストの間に一定の距離(アームズ・レングス)を保ち、文化芸術活動への恣意的かつ政治的な圧力を排除しようという考えです。この原則により、自由な発想で創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られることが期待されます。創造活動の内容については、社会からのみ評価されます。

## ③ アウトリーチ活動

人々の中には、さまざまな条件により(たとえば、高齢である、障がいを持っている、介護等に携わっている、子育て中である、貧困である、十分な学習を受けることができなかった、劇場・美術館等から遠い、子どもである等)文化芸術にふれることができない人が大勢います。そのため、たとえば福祉施設、病院、学校、幼稚園、保育園、こども園、公共施設、地域など文化芸術を必要とする人のいる場所に出かけて行き、文化芸術を届ける活動をアウトリーチといいます。

アウトリーチ活動は、SDGsの基本理念である「誰も取り残さない」にかなない、社会包摂(ソーシャルインクルージョン)を図るという面とともに、それらの人々から多くの事を学べ、文化芸術活動をステップアップすることができるという面があります。

アウトリーチ活動とは逆に、そのような人々を劇場・ホール、美術館・博物館等に招き(移動手段の確保、廉価な料金等に配慮し)文化芸術にふれてもらったり、創造に参加・参画してもらうことをインリーチ活動といいます。

## ④ 文化芸術の領域の拡張

文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては…(中略)…観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう…」(第2条第10項)とあり、また、「…芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して…」(第32条第2項)とあります。これらの条文は、文化芸術の対象・活動領域が広がり、多様な分野及び福祉や医療等の現場で大きな役割を果たすことが期待されていることを意味します。

文化芸術活動は、領域分野を超えた活動が求められており、自ら開き、広がり、変わ



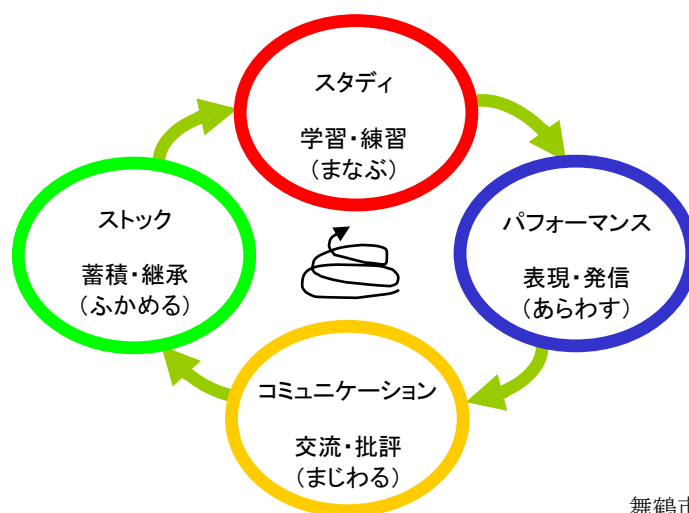
っていく必要があります。

### ⑤文化協働

多様な主体（町民、団体・事業者、行政など）が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会的課題に取り組み、より大きな成果（解決）を生み出すという「協働」が求められています。広陵町における文化芸術振興（文化のまちづくり）においても、その主体である町民、文化芸術団体やアーティスト、事業者、行政等が協働関係をつくることによって、それぞれの持つ力を有効に活用し、より良い成果を上げることができると考えられます。

### ⑤ 文化のサイクル

文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ（段階）があり、それぞれステージが循環しながら継続的に向上して行きますので、それぞれのステージにあった文化政策が必要です。たとえば、「学習・練習」段階では練習の場の提供によりステップアップを支え、その成果を「表現・発表」するステージに繋がります。また、「表現・発表」段階では、相互に「交流・批評(評価)」し合う場やメディアを用意することにより成果を「蓄積・継承」するステップへと誘発する施策が考えられます。このように、常に次のステージへ飛躍するための仕組みをつくっていく必要があります。（中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』（平成13年（2001年））勁草書房を参考にした。）



舞鶴市『舞鶴市文化振興基本計画』より

## (2) 生涯学習・公民館のあり方

### 1) 生涯学習の特徴と課題

- 自分らしく生きるために学ぶ場（自己実現や趣味・教養の場）として発展してきたが、社会とのつながり（地域や多世代との連携）が弱い側面があります。
- 学びの成果を社会化し、社会的課題の解決を視野に入れた生涯学習という視点が求められています。
- 「公民館」は「公共を担う市民を育成する」ためのもの（民主主義の学校）。自発的に学ぶという営みを、社会のあり方を考え豊かな生活文化をつくることにつなぐ視点が必要です。

## 2) これからの生涯学習のあり方(公民館の役割)

- ① 個人的学習だけではなく、集团的自律的学習の機会と場を保障する。
  - ・自発的に学ぶことによって「自己実現」することが原点ですが、社会化する視点や機会がないまま終わることも多いのが現状です。他者との関係のなかで自己形成するという視点、また、自らの思考や学習による主体形成の視点が重要です。
- ② みんなに開かれた「社会的なきずな」づくりに貢献する。
  - ・生涯学習の推進によって、一緒に行動することを可能とするネットワーク・規範・信頼感を醸成する。違いを認め合える、誰にも開かれた「きずな」づくりに取り組む。
- ③ ネットワークを広げ、「社会包摂」を進める(公民館を利用しない(できない)住民にも開かれている公民館をつくる。)
  - ・より広く多様な人々が生涯学習のテーブルに着くことができるよう、世代・性別・職業・階層等自分と違う立場にある人々を「つなぐ」(ネットワークを広げる)ことが求められています。

### ○公民館は地域共生社会のプラットフォーム(役割①②③)

- ・学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関、福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、地域共生社会づくりに取り組むことが大切です。

## 3) 求められる公民館像 ～ 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点 ～

- 誰もが生涯学習に参加できる館づくり(自発的に学ぶ人の輪を広げる)
  - ・生活文化の情報受発信拠点・交流拠点/まちのさまざまな文化活動・地域活動の情報が集まり、誰もがアクセスできること/自主活動情報が発信できること/気軽に訪れ、団らんや交流ができること/利用者が自主的・主体的に事業や運営に参画・協働できること
- まちづくり、地域コミュニティの活性化に役立つ
  - ・暮らしに役立つ公民館活動の推進/互いに学び合い交流できる/安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。
- 学ぶだけで終わらず、つながりを広げていく(学習の成果が社会に「役立つ」回路を拓く)。
  - ・グループ活動の成果を、活動に参加しない(できない)人たちに役立てる・還元する。
  - ・自分たちが関心のある要求課題への対応だけでなく、社会にとって必要な課題に取り組む。
- みんなで生涯学習を推進する
  - ・生涯学習の推進によって、「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)」に寄与する。
  - ・公民館はみんなの「学習権」をみんなで保障し合うための連携拠点、参画・協働の場。
  - ・生涯学習の主体・当事者である「町民」は、生涯学習の推進という公共課題に参画する権利と役割があります。
  - ・行政は、全ての人の「学習権」を保障し、文化資本や社会資本の形成につなげる役割があります。

## 5. 推進に当たって

ビジョンは、以下の原則のもと、参画と協働によって推進することが重要です。

- ① 町民は、自主的・主体的に活動し、住民間・世代間のつながりの輪を広げる。
- ② 町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。
- ③ 今後、再整備する中央公民館を核に、各種施設との連携・ネットワークのもと推進する。
- ④ 町民は、町の運営主体として財政を含め公共経営の視点を持つ。
- ⑤ 広陵町の文化芸術推進基本計画は、数値指標を導入し推進状況を評価する。

## 6. 広陵町の文化芸術推進基本計画に関する基本方針(文化芸術と生涯学習のビジョン)

以上を総合した広陵町の文化芸術推進基本計画に関する基本方針(文化芸術と生涯学習のビジョン)は、以下のとおりであり、これを「基本理念」と位置付けます。

### 1) 基本理念

- ◇ 全ての人の「文化的に生きる権利」を保障し、町民主体の文化芸術振興を推進する。
- ◇ 誰もが参加でき、連携・協働することで、心豊かで活力あふれる広陵町づくりに寄与する。
- ◇ 文化芸術活動の主体は町民であり、自主性・自立性・自律性をもって主体的に活動を行う。

### 2) 基本方針

#### ●誰もが文化芸術にふれ合える機会の創出

- ・多様な参加形態を整える(鑑賞、発表、文化支援等)。
- ・さまざまな機会を通して、文化芸術活動にふれるきっかけをつくる。
- ・高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代等へのアプローチ
- ・観光・産業、福祉、医療、教育各分野との連携(こども園、予防接種、図書館)
- ・文化創造への関わりによる展開(作品づくり→人づくり→まちづくり)。
- ・文化でつながるコミュニケーション、ネットワークづくり。
- ・公民館にこない人・来れない人、生涯学習・文化芸術に参加しにくい人への多様な働きかけを行う(情報提供、アウトリーチ活動、生活課題対応型講座の開設)。

#### ●子どもたち及び若者が文化芸術にふれる機会の拡充

- ・文化芸術の鑑賞や体験、アーティスト等との交流
- ・学校教育との連携(アウトリーチ活動、情報交流、地域による学校支援)
- ・0歳から15歳までの子どもが文化芸術にふれる機会の創出(ミーツアート事業)

#### ●文化芸術活動、生涯学習活動を高めていく

- ・常に活動を振り返り、広がり、深まり、つながることを志向する。
- ・新しい活動が生まれることを歓迎し、育成・支援する。

#### ●担い手を発掘し後継者を育てる

- ・担い手が減りつつある伝統文化や各分野の継承者育成
- ・文化活動の担い手を世代継承していく

- ・文化芸術・生涯学習のプロデューサー・コーディネーターが活動できる環境・場づくり。
- 町民の自主的な文化活動を支援する仕組み、協働の仕組みの確立**
  - ・公民館等における自主的活動の促進
  - ・町民、文化活動団体、行政との協働の促進
  - ・公民館活動（館の自主活動、町民の主体的活動）の活性化
  - ・広陵町の文化芸術推進基本計画の策定
  - ・民間の文化芸術活動が生まれることを奨励するとともに、連携・支援する。
- 文化芸術活動の環境・場の整備（施設等の有効活用）**
  - ・公民館等町民の文化芸術活動の場の整備
  - ・多様な場・施設の有効活用(複合利用、多面的利用)
  - ・高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代等、文化芸術を必要とする人をつなぐ場づくり。
- 新たな公民館像**
  - ・ソフト面からハード面に至る新たな公民館像を策定する（公民館を使った生涯学習活動の理念の実現、たまり場・プラットフォームとしての公民館、町民の文化芸術活動の拠点としての公民館等）
  - ・広陵町文化芸術基本計画に基づいた公民館の再整備
  - ・生涯学習、文化芸術活動の幅を広げるための、福祉・教育・防災等との連携・協働を通じた複合施設の可能性の検討
  - ・施設整備に当たっては、多くの町民が集え利用できる場、将来にわたる使い方、ライフサイクルコスト等に配慮する。
  - ・地区公民館や地区集会所の新たな位置づけ及び活用法を地域住民と共に考えていく。
- 歴史資源・文化財の活用**
  - ・歴史資源の重要性の認識し、保全に努め、継承と活用、情報共有・発信、啓発を推進する。
  - ・歴史資源、古墳群等の保全と活用（観光、まちづくりとの連携）
  - ・歴史資源を周知活用するとともに、常時展示できるような場を設ける。
- 観光・産業、福祉、医療、教育等との連携**
  - ・福祉や医療、教育等の現場で文化芸術活動を通して生活の質の向上（課題解決）に取り組む。
  - ・歴史資源、古墳群等の保全と活用（観光、まちづくりとの連携）[再掲]
  - ・まちづくりに文化を活かす(町並み、まちづくり活動、文化産業、産業文化、観光)。
- 広陵町らしさの発信（自然、歴史、文化、産業、活動）**
  - ・広陵町らしい自然、歴史、文化、産業、文化芸術活動、ボランティア活動、まちづくり活動等について町民で話し合い、広陵町のアイデンティティを形成する。
  - ・新たな地域ブランドの編集（ストーリー化）、確立、宣伝

- ・まちづくり資源として文化芸術活動をアピールする。
- ・広陵町らしさを、適切なメディアを通じて発信する。

●文化が育つしくみ（文化政策・文化行政）

- ・生涯学習、文化芸術活動への多様な支援策を検討する（情報、人材、財政、制度等）。
- ・民間で自主的に行われている文化芸術的活動を支援し、連携・協働する。
- ・公民館等で、人材を育てる仕組みを検討する。
- ・地域で生涯学習・文化芸術プロデューサーを育てる。
- ・広陵町自治基本条例、広陵町の文化芸術推進基本計画策定等制度の確立

●文化芸術による社会的課題解決への取り組みの推進

- ・広陵町の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力＝想像力等の社会包摂機能を活かし、解決に取り組む。
- ・生涯学習において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高める。



# 資料編

## ■広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳、寺社仏閣や文化財をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに近年は西部丘陵地帯に住宅が開発されています。中央公民館を中心として、文化芸術活動も活発です。

### 1) 広陵町の文化芸術関連施設

名称	施設の概要	使用料	所在地
中央公民館(かぐや姫ホール)	2,066 m <sup>2</sup> 、昭和 48 年(1973 年) かぐや姫ホール(席)、多目的室、工作室、大会議室、小会議室、研修室、和室	有料(減免有り)	大字笠
地区公民館(六道山、大塚、安部、平尾、疋相、大垣内、赤部、斉音寺、笠、南郷、百済神主、沢、大野、萱野、南、弁財天、的場、大場、中、寺戸、みささぎ台)	81~675 m <sup>2</sup> 、昭和 48 年(1973 年)~平成 20 年(2008 年)		
総合保健福祉会館(さわやかホール)	6,478 m <sup>2</sup> 、平成 13 年(2001 年) 大広間(和室)、大会議室、中会議室(小会議室、共用娯楽室、視聴覚室、レストラン)	有料	大字笠
グリーンパレス	2,792 m <sup>2</sup> 、平成 2 年(1990 年) 大ホール、貸室、貸室、調理室、講座室、軽運動室、宿泊室(7 室) レストラン	有料	大字笠
図書館	2,905 m <sup>2</sup> 、平成 9 年(1997 年) 蔵書数 239,000 冊 視聴覚室、会議室	無料	大字三吉
はしお元気村	1,888 m <sup>2</sup> 、平成 9 年(1997 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) 会議室、会議室、音楽室、ホール、健康増進室	有料	大字弁財天

注 面積は延べ床面積、年表記は建設年

### 2) 広陵町の文化芸術活動

#### ①日本文化(活動割合:20%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
茶 道	1	1.6%
華 道	1	1.6%
日本舞踊	4	6.5%
着物着付	1	1.6%
将 棋	1	1.6%
囲 碁	1	1.6%
盆 栽	1	1.6%
吟剣詩舞	2	3.2%

#### ②文芸・美術・アート(活動割合:28%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
書 道	1	1.6%
俳 句	5	8.1%
俳 画	3	4.9%
詩 吟	2	4.9%



部 門	団体数	活動割合(分類内)
短 歌	1	1.6%
絵 画	3	4.9%
写 真	1	1.6%

③音楽・楽器(活動割合:30%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺 八	1	1.6%
箏	3	4.9%
大正琴	1	3.2%
民 謡	1	1.6%
コーラス	3	6.5%
ピアノ	3	4.9%
ギター	1	1.6%
カラオケ	2	3.2%
ウクレレ	1	1.6%

④創作・ものづくり(活動割合:11%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
パッチワーク	1	1.6%
和装手芸	1	1.6%
陶 芸	2	3.2%
組 紐	1	1.6%
ガラス工芸	1	1.6%
木工芸	1	1.6%

⑤運動・教養(活動割合:8%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
フラダンス	2	3.2%
ヨーガ・健康ヨガ	2	3.2%
英会話	1	1.6%

⑥子ども向け教室(活動割合:3%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺 八	1	1.6%
茶華道	1	1.6%

注 活動内容は中央公民館育成クラブの令和2年度実績

3) 広陵町の文化財

①国指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
重要文化財 (建造物)	百済寺三重塔 (鎌倉時代後期)	一基	大字百済 百済寺	明治 39 年 (1906 年)
重要文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像 附 木造十一面観音立像(鞘仏) 附 鞘仏内納入品 (奈良時代)	一躯 一躯 一括	大字広瀬 与楽寺	平成 17 年 (2005 年)

種別	名称等	数量	所在地	指定年
特別史跡	巢山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	昭和 27 年 (1952 年) 平成元年 (1989 年)
史跡	乙女山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字寺戸 河合町大字佐味田	昭和 31 年 (1956 年)
史跡	牧野古墳 (古墳時代後期)	一基	馬見北 8 丁目	昭和 32 年 (1957 年)

②県指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	百済寺本堂 (江戸時代)	一棟	大字百済 百済寺	平成 10 年 (1998 年)
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天像 附 像内納入印仏 (平安時代)	一軀 一括	大字南 長泉寺	平成 10 年 (1998 年)
有形文化財 (工芸品)	黒漆塗春日厨子 (室町時代)	一基	大字広瀬 与楽寺	平成 10 年 (1998 年)
史跡	安部山古墳群 (古墳時代後期)	四基	馬見南 2 丁目	平成 8 年 (1996 年)
天然記念物	八坂神社 ケヤキの巨樹	一木	大字古寺 八坂神社	平成 8 年 (1996 年)
民俗文化財	大垣内の立山祭		大字三吉	平成 8 年 (1996 年)
民俗文化財	天神社の綱打ち		大字広瀬 天神社	平成 10 年 (1998 年)

③その他

名称	概略	所在地
讃岐神社	かぐや姫の伝承がある。	大字三吉
小北稲荷神社	7 世紀頃舒明天皇時代の創建と伝えられる。	大字中
八坂神社	町指定天然記念物のケヤキの巨樹がある。	大字古寺
櫛玉比女命神社	戸閉祭	大字弁財天
稲荷神社	ムクノキの巨樹	大字南郷
天神社	綱打ち(町指定文化財)	大字広瀬
八皇子神社	名替え	大字広瀬
専光寺	立山祭(町指定文化財)	大字赤部
祐福寺	誕生釈迦仏立像	大字赤部
長泉寺	毘沙門天立像(町指定文化財)	大字南
念願寺	誕生釈迦仏立像	大字沢
石造伝弥勒菩薩座像	県内最古の在名石仏(県指定文化財)	大字南郷
箸尾城跡	室町時代、箸尾氏の居城	大字弁財天
竹取公園	復元された古墳時代の住居	大字三吉
南郷環濠集落	整備された環濠	大字南郷
巢山古墳	大型前方後円墳(特別史跡)	大字斎音寺
三吉 2 号古墳	帆立貝式古墳	大字三吉
タダヲシ古墳	前方後円墳	大字三吉

名称	概略	所在地
佐味田狐塚古墳	帆立貝式古墳	大字三吉
牧野古墳	大型横穴式石室(史跡)	大字馬見北
石ヶ谷古墳	横穴式石室	大字馬見北
三吉一番地古墳	横穴式石室	大字三吉
新木山古墳	大型前方後円墳(陵墓参考地)	大字三吉
三吉石塚古墳	復元された帆立貝式古墳(県指定史跡)	大字三吉
安部山古墳	第1号墳(町指定史跡)	大字馬見南
安部山古墳	第4、5、6古墳(町指定史跡)	大字馬見南
新山古墳	大型前方後円墳(陵墓参考地)	大字馬見南
モエサン古墳	前方後円墳	大字馬見南
エガミ田古墳	6基の古墳	大字馬見南
池上古墳	帆立貝式古墳	大字大野
文代山古墳	大型方墳	大字寺戸